

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	枚方市 児童手当支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、児童手当支給事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

枚方市長

公表日

令和7年1月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当支給事務
②事務の概要	・児童手当法に基づき18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に児童手当を支給する。 ・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取扱う。 ①児童手当支給要件の確認(在住要件、対象児童の年齢要件、養育者の所得要件) ②手当額の変更や、支給対象者の変更、資格消滅などの受給資格の管理 ③重複支給防止や未支給期間発生防止のため、転出先や転入元への支給状況確認 ④児童手当の支給において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務 ⑤現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領
③システムの名称	児童手当システム、庁内連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表81の項 ・同法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 ・枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会】 ・番号法第19条第8号及び同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106及び107の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第108条及び第109条 【提供】 ・番号法第19条第8号及び同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42及び125の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第44条及び第127条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 医療助成・児童手当課
②所属長の役職名	医療助成・児童手当課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 市民生活部 医療助成・児童手当課 072-841-1408
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・定期的に個人情報の保護に関する研修を行っている。また、特定個人情報の廃棄については、本市で規定している廃棄マニュアルに従って実施するなどリスクへの対策措置を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[]		
最も優先度が高いと考えられる対策	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条1項 別表第一の56項 番号法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令 第44条	・番号法 第9条1項 別表第一の56項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条) ・同法第9条第2項(枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項)	事後	
平成28年10月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	岡村 理恵	年金児童手当課長 岡村 理恵	事後	
平成29年7月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	年金児童手当課長 岡村 理恵	年金児童手当課長 箕浦 正揮	事後	
平成29年7月14日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年7月14日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年7月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条1項 別表第一の56項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条) ・同法第9条第2項(枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項)	・番号法別表第1の56の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第2の74、75の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2)	事後	
平成29年7月14日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・情報照会 番号法 第19条第7号 別表第二第74、75項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条 ・情報提供 番号法 第19条第7号 別表第二第26、30、87項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条	【照会】 ・番号法別表第2の74、75の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2) 【提供】 ・同表の26、87の項(同命令第19条、第44条) ・同表の30の項	事前	
平成29年7月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取扱う。	・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取扱う。	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	年金児童手当課長 箕浦 正揮	年金児童手当課長	事後	
平成31年3月29日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	IV. リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
平成31年3月29日	IV. リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	—	2)十分である	事後	
平成31年3月29日	IV. リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付けが十分に行われるリスクへの対策は十分か	—	2)十分である	事後	
平成31年3月29日	IV. リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	2)十分である	事後	
平成31年3月29日	IV. リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取り扱いの委託 委託先における不正な使用等の リスクへの対策は十分か	—	2)十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	Ⅳ. リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	—	2)十分である	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ. リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	2)十分である	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ. リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	2)十分である	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ. リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	—	2)十分である	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ. リスク対策 8. 監査	—	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ. リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	—	2)十分に行っている	事後	
令和4年9月14日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法別表第1の56の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する法別表第2の74、75の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2)	・番号法別表第1の56の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する番号法別表第2の74、75の項	事後	
令和4年9月14日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の74、75の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2) 【提供】 ・同表の26、87の項(同命令第19条、第44条) ・同表の30の項	【照会】 ・番号法別表第2の74、75の項 【提供】 ・同表の26、87の項 ・同表の30の項	事後	
令和4年9月14日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	枚方市役所 健康部 年金児童手当課	市民生活部 年金児童手当課	事後	
令和4年9月14日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294	事後	
令和4年9月14日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 健康部 年金児童手当課	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 市民生活部 年金児童手当課 072-841-1408	事後	
令和4年9月14日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年9月14日	Ⅱ しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年11月15日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・児童手当法に基づき15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に、児童手当または特例給付を支給する。 ・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取扱う。 ①児童手当支給要件の確認(在住要件、対象児童の年齢要件、養育者の所得要件) ②手当額の変更や、支給対象者の変更、資格消滅などの受給資格の管理 ③重複支給防止や未支給期間発生防止のため、転出先や転入元への支給状況確認	・児童手当法に基づき15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者のうち、所得上限限度額未満の者に児童手当または特例給付を支給する。 ・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取扱う。 ①児童手当支給要件の確認(在住要件、対象児童の年齢要件、養育者の所得要件) ②手当額の変更や、支給対象者の変更、資格消滅などの受給資格の管理 ③重複支給防止や未支給期間発生防止のため、転出先や転入元への支給状況確認 ④児童手当の支給において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①児童手当支給要件の確認(在住要件、対象児童の年齢要件、養育者の所得要件) ②手当額の変更や、支給対象者の変更、資格消滅などの受給資格の管理 ③重複支給防止や未支給期間発生防止のため、転出先や転入元への支給状況確認 ④児童手当の支給において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務	①児童手当支給要件の確認(在住要件、対象児童の年齢要件、養育者の所得要件) ②手当額の変更や、支給対象者の変更、資格消滅などの受給資格の管理 ③重複支給防止や未支給期間発生防止のため、転出先や転入元への支給状況確認 ④児童手当の支給において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務 ⑤現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領	事後	
令和6年8月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、庁内連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)	児童手当システム、庁内連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、サービス検索・電子申請機能(びったりサービス)、申請管理システム	事後	
令和6年8月26日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①部署:市民生活部 年金児童手当課 ②所属長の役職名:年金児童手当課長	①部署:市民生活部 医療助成・児童手当課 ②所属長の役職名:医療助成・児童手当課長	事後	
令和6年8月26日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 市民生活部 年金児童手当課 072-841-1408	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 市民生活部 医療助成・児童手当課 072-841-1408	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・児童手当法に基づき15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者のうち、所得上限限度額未満の者に児童手当または特例給付を支給する。	・児童手当法に基づき18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に児童手当を支給する。	事前	
令和6年9月27日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事前	
令和6年9月27日	IIしきい値判断項目 1.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事前	
令和7年1月29日	IV. リスク対策 9. 監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査	事前	重要な変更にあたるため
令和7年1月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法別表第1の56の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する番号法別表第2の74、75の項	・番号法第9条第1項及び別表81の項 ・同法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 ・枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	事後	
令和7年1月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の74、75の項 【提供】 ・同表の26、87の項 ・同表の30の項	【照会】 ・番号法第19条第8号及び同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106及び107の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第108条及び第109条 【提供】 ・番号法第19条第8号及び同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42及び125の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第44条及び第127条	事後	
令和7年1月29日	IV. リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	2) 十分である	事後	
令和7年1月29日	IV. リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	—	・定期的に個人情報の保護に関する研修を行っている。また、特定個人情報の廃棄については、本市で規定している廃棄マニュアルに従って実施するなどリスクへの対策措置を講じている。	事後	
令和7年1月29日	IV. リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	